

長野県運動公園規則をここに公布する。

長野県都市公園規則

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第1章の2 公園施設の基準（第1条の2）
- 第2章 都市公園の管理（第2条—第15条）
- 第3章 監督（第16条・第17条）
- 第4章 指定管理者による管理等（第18条—第20条）
- 第5章 雑則（第21条・第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、長野県都市公園条例（昭和41年長野県条例第23号。以下「条例」という。）の規定に基づき、長野県都市公園（以下「都市公園」という。）の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

第1章の2 公園施設の基準

（公園施設の基準）

第1条の2 条例第4条の3第1項の規定により定める範囲は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める範囲とする。

- （1） 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下この項において「政令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第4条第1項本文及び条例第4条の3第1項の規定により認められる建築面積を超えることができること。
 - （2） 政令第6条第1項第2号に定める場合 同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として法第4条第1項本文及び条例第4条の3第1項の規定により認められる建築面積を超えることができること。
 - （3） 政令第6条第1項第3号に定める場合 同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として法第4条第1項本文及び条例第4条の3第1項又は前2号の規定により認められる建築面積を超えることができること。
 - （4） 政令第6条第1項第4号に定める場合 同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として法第4条第1項本文及び条例第4条の3第1項又は前3号の規定により認められる建築面積を超えることができること。
 - （5） 法第5条の7に規定する認定公募設置等計画に基づき法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設である建築物を設ける場合（前各号に掲げる場合を除く。） 当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として法第4条第1項本文及び条例第4条の3第1項の規定により認められる建築面積を超えることができること。
- 2 条例第4条の3第2項第6号の規則で定める公園施設は、次に掲げる公園施設とする。
- （1） 屋根付広場
 - （2） 野外劇場
 - （3） 野外音楽堂
 - （4） 水飲場
 - （5） 手洗場
 - （6） 掲示版
 - （7） 標識
- 3 条例第4条の3第2項の規定により定める基準は、別表第1のとおりとする。ただし、災害等のため一時使用する公園施設については、当該基準によらないことができる。

第2章 都市公園の管理

（公園施設の設置等の許可の申請）

- 第2条 法第5条第1項の申請書は、公園施設設置（管理）許可（許可事項変更）申請書（様式第1号）によるものとする。
（占用の許可の申請）
- 第3条 法第6条第2項の申請書は、都市公園占用許可申請書（様式第2号）によるものとする。
2 法第6条第3項の申請書は、都市公園占用許可事項変更申請書（様式第3号）によるものとする。
（広告物の表示等をする事ができる場合）
- 第4条 条例第8条第9号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
（1） 条例第9条第1項の規定による許可を受けて同項第1号又は第2号に掲げる行為をする場合において、当該行為に関する広告物の表示又は掲出（以下この条において「広告物の表示等」という。）をするとき。
（2） 条例第10条の規定による許可を受けて都市公園のスポーツ施設、レクリエーション施設又は文化施設（以下「スポーツ施設等」という。）を利用する場合（次に掲げる場合に限る。）において、当該利用するスポーツ施設等がある都市公園内（野球場のフェンス及び総合球技場のスタンドの内壁を除く。）に広告物の表示等をするとき。ただし、当該スポーツ施設等以外の場所にあつては、来場者等に対する案内のための広告物の表示等をする場合に限る。
ア 野球場又は総合球技場のグラウンドを利用する場合
イ 陸上競技場を専用して利用する場合
ウ 体育館、やまびこドームのグラウンド又は長野県佐久創造館の101号室の全部を利用する場合
（行為の許可の申請等）
- 第5条 条例第9条第1項の規定による許可を受けようとする者は、都市公園行為許可申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。
2 条例第9条第1項ただし書の規則で定めるときは、別表第2の左欄に掲げるスポーツ施設等を利用する場合において、同表の右欄に掲げる行為をするときとする。
（利用の許可の申請）
- 第6条 条例第10条の規定による利用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、条例第20条の規定により同条に規定する都市公園等の管理を行う指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。ただし、スポーツ施設等を専用しないで利用する場合にあつては、口頭により申請することができる。
（1） 利用するスポーツ施設等の名称
（2） 利用日時
（3） 利用形態により利用料金の額が異なるスポーツ施設等にあつては、その利用形態
（4） 利用人数
（5） 利用する備品等
（6） 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項
（利用許可書の交付等）
- 第7条 指定管理者は、条例第10条の規定による利用の許可をしたときは、その利用許可書を交付しなければならない。
2 指定管理者は、スポーツ施設等を専用しないで利用する者に対して条例第10条の規定による利用の許可をしたときは、前項の利用許可書に代えて、その利用券を交付することができる。
3 前項の規定による利用券の交付を受けた者は、利用開始の際、当該利用券を職員に示し、これに消印を受け、又は引き渡さなければならない。
（利用の変更及び取消し）
- 第8条 条例第10条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、利用の変更をしようとするときは、その内容を記載した申請書を、前条第1項の利用許可書又は同条第2項の利用券（第3項及び第13条において「利用許可書等」という。）を添付して、指定管理者に提出しなければならない。
2 指定管理者は、前項の申請に対して承認をしたときは、その承認書を交付しなければならない。
3 利用者が、利用の取消しをしようとするときは、その旨を記載した届出書を、利用許可書等を添付して、指定管理者に提出しなければならない。
（使用料の納付方法）

第9条 条例第11条第3項の規定により定める使用料の納付方法は、知事が交付する納付書により納付する方法とする。

(使用料の減免の申請)

第10条 条例第12条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、都市公園使用料減免申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(使用料の還付の申請)

第11条 条例第13条ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、都市公園使用料還付申請書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(利用料金の額)

第12条 条例別表第2の6の備考の2及び同表の8の備考の4の知事が別に定める額は、別表第3のとおりとする。

2 条例別表第2の15の知事が別に定める額は、別表第4のとおりとする。

(利用料金の納付方法)

第13条 条例第14条第4項の規定により定める利用料金の納付方法は、次に定めるところによる。

(1) 次号から第4号までに規定する場合を除き、利用許可書等が交付されるときに納付しなければならない。ただし、オートキャンプ場の会議室及び長野県佐久創造館における超過時間に係る利用料金にあつては、利用の際に納付しなければならない。

(2) 野球場を入場料を徴収して利用する場合にあつては、入場予定者数を入場者数とした場合の利用料金の額を利用料金の概算額として、利用許可書等が交付されるときに納付しなければならない。この場合において、入場者数が確定したときは、直ちに利用料金を精算しなければならない。

(3) 総合球技場のグラウンドを入場料を徴収して利用する場合(アマチュアスポーツに利用する場合を除く。)にあつては、入場料の予定総額を入場料の総額とした場合の利用料金の額を利用料金の概算額として、利用許可書等が交付されるときに納付しなければならない。この場合において、入場料の総額が確定したときは、直ちに利用料金を精算しなければならない。

(4) 国又は地方公共団体が利用する場合にあつては、当該利用を終わつた後に納付することができる。

(利用料金の減免)

第14条 条例第15条の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 別に定める身体障害者等が利用する場合であること。

(2) やまびこドームのグラウンドを、専ら準備又は片付けのために利用する場合であること。

(3) 長野県佐久創造館を、次に掲げる団体が芸術文化の振興を図るため音楽、演劇等の創作活動の発表会及び鑑賞会、講演会、展覧会その他これらに類するものに利用する場合であること。

ア 県内の芸術文化団体

イ 県内の幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校

ウ 県内の社会福祉団体

(4) 前3号に掲げるもののほか、特別の理由があるものとして知事が認めた場合であること。

2 条例第15条の規定による利用料金の減免の額は、指定管理者が知事の承認を得て定める。

3 条例第15条の規定による利用料金の減免を受けようとするものは、その理由を明示して、第6条の規定による申請と併せて指定管理者に申請しなければならない。

(利用料金の還付)

第15条 条例第16条第2項の規定により定める還付をすることができる場合の基準は、次の各号に掲げる場合のとおりとし、同項の規定により定める還付をすることができる額の基準は、既に納付した利用料金の額に当該場合の区分に従い当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1) 利用者の責任によらない理由で利用できなくなつたとき。

ア 全く利用できなくなつたとき 100分の100

イ 利用予定時間の2分の1以上を利用できなくなつたとき 100分の50

(2) 利用者が次に掲げる日までにその申込みを取り消したとき。

ア 利用日前1月(やまびこドームのグラウンドにあつては、利用日前6月) 100分の75

イ 利用日前5日（やまびこドームのグラウンドにあつては、利用日前40日） 100分の50

(3) 前2号に定めるもののほか特別の理由があるとき 指定管理者が知事の承認を得て定める率

2 条例第16条第1項ただし書の規定による利用料金の還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

- (1) スポーツ施設等の名称
- (2) 利用日時
- (3) 既に納付した利用料金の額
- (4) 還付を受けようとする理由
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認める事項

第3章 監督

(保管工作物等一覧簿等)

第16条 条例第19条第3項の保管工作物等一覧簿は、様式第7号によるものとする。

2 条例第19条第3項の規則で定める都市公園は長野県風越公園及び長野県若里公園とし、同項の規則で定める場所はこれらの都市公園の所在地を管轄区域とする建設事務所とする。

(受領証)

第17条 条例第19条第6項の受領証は、様式第8号によるものとする。

第4章 指定管理者による管理等

(公募によらない理由)

第18条 条例第21条第1項第2号の規則で定める理由は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第20条に規定する都市公園等の管理にその利用をする者の自発的な参加が得られるものを指定管理者とすることができる場合であること。
- (2) 他のものを指定管理者とする場合と比較して、管理に係る経費の負担を著しく縮減することができるものと認められるものを指定管理者とする場合であること。

(指定の申請)

第19条 条例第23条の申請書は、指定管理者指定申請書（様式第9号）によるものとする。

2 条例第23条の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、条例第21条の申請を行うもの（以下この項において「申請者」という。）について知事がその性格に応じ前項の申請書に添付することを要しないものと認める書類がある場合には、当該書類を除く。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- (2) 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの
- (3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
- (4) 役員の名簿及び履歴書
- (5) 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類
- (6) 申請者が条例第24条第4号に該当する旨の誓約書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(管理の基準)

第20条 条例第27条第1項第1号の規定により定めるスポーツ施設等の休場日は、次に掲げるとおりとする。ただし、やまびこドームにあつては毎月第3月曜日及び第3号に掲げる日とし、オートキャンプ場にあつては水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この条において「休日」という。）に当たるときは、木曜日）及び12月1日から翌年4月第3土曜日の前日までとする。

- (1) 月曜日（長野県佐久創造館にあつては、水曜日）。ただし、その日が休日に当たるときは、火曜日（長野県佐久創造館にあつては、木曜日）とする。
- (2) 休日の翌日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

2 条例第27条第1項第1号の規定により定めるスポーツ施設等の利用時間は、別表第5のとおりとする。

3 条例第27条第1項第4号の知事の定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) スポーツ施設等の利用の停止及び許可の取消しについて、次に掲げる場合に行うことができるものとする。
- ア 利用者が条例第8条又は第9条第1項の規定に違反した場合
 - イ 利用者が利用の許可に付した条件に違反した場合
 - ウ その他利用者がその利用に関し不相当と認められる行為をした場合

- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める基準

第5章 雑則

(損傷又は滅失の届出)

第21条 都市公園を利用する者は、都市公園の施設又は物品を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を知事に届け出て、その指示によつてこれを弁償し、又は原状に復さなければならない。

(補則)

第22条 この規則に定めるもののほか、都市公園の管理等に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この規則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則 (昭和42年7月1日規則第35号)

この規則は、昭和42年7月10日から施行する。

附 則 (昭和48年4月23日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年8月29日規則第35号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和52年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 長野県長野運動公園及び長野県伊那運動公園のスポーツ施設に係る申請書等の様式については、この規則による改正後の長野県運動公園規則様式第2号から様式第6号までの規定にかかわらず、当分の間、従前の例によることができる。

附 則 (昭和53年10月30日規則第36号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和53年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の長野県運動公園規則の規定に基づいて作成した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、使用することができる。

附 則 (昭和54年3月5日規則第5号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年11月29日規則第43号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和54年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の長野県運動公園規則の規定に基づいて作成した用紙は、この規則施行後においても、当分の間、使用することができる。

附 則 (昭和55年11月27日規則第47号)

この規則は、昭和55年12月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月29日規則第12号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年6月24日規則第25号)

この規則は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則 (昭和57年10月4日規則第41号)

この規則は、昭和57年10月10日から施行する。

附 則 (昭和58年3月17日規則第12号)

この規則は、昭和58年5月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月28日規則第14号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年12月19日規則第43号抄）
（施行期日）

1 この規則は、昭和64年1月1日から施行する。

附 則（平成元年3月27日規則第16号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月31日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月28日規則第14号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年7月14日規則第29号）

（施行期日）

1 この規則は、平成6年7月26日から施行する。

（長野県組織規則の一部改正）

2 長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成7年3月16日規則第10号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月21日規則第9号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月15日規則第8号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月30日規則第28号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月26日規則第18号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月25日規則第9号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月17日規則第62号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 長野県都市公園条例の一部を改正する条例（平成17年長野県条例第65号）による改正前の長野県都市公園条例（昭和41年長野県条例第23号）第4条の規定による許可を受けている者は、この規則による改正後の長野県都市公園規則（以下「新規則」という。）第6条の規定にかかわらず、同条本文の申請書の提出を要しない。

3 新規則第6条に規定する指定管理者は、この規則の施行前にこの規則による改正前の長野県都市公園規則第9条の規定によるスポーツ施設等使用許可書の交付を受けた者に対しては、新規則第7条第1項の規定にかかわらず、同項の利用許可書を交付することを要しない。

附 則（平成19年3月29日規則第7号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月19日規則第8号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第24号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第36号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日規則第6号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第30号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第28号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年4月8日規則第39号）

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日規則第63号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月24日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月27日規則第18号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(別表第1) (第1条の2関係)

1 園路及び広場

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する園路及び広場を設ける場合は、これらのうち1以上のものは、次に定める基準に適合するものであること。

(1) 出入口は、次に定める基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。

ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ オに規定する場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)を併設すること。

(2) 通路は、次に定める基準に適合するものであること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。

イ ウに規定する場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

キ 園路の排水施設に蓋を設ける場合にあっては、その蓋は、つえ及び車いすのキャスターが落ち込まず、かつ、滑りにくいものであること。

ク 縁石を切り下げる場合は、切下部分の長さは120センチメートル以上とし、当該切下部分に接する部分の勾配は8パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(3) 階段(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に定める基準に適合するものであること。

ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

キ 踏面の色を蹴上げの色と明度の差の大きいものとするなどにより段を識別しやすいものとする。

ク 階段の上端に近接する通路等の部分には、注意喚起用敷設材等を設けること。

(4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であつて高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものを設けることによりこれに代えることができる。

- (5) 傾斜路（階段若しくは段に代わり設けるもの又はこれらに併設するものに限る。）は、次に定める基準に適合するものであること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。
 - イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。
 - ウ 横断勾配は、設けないこと。
 - エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。
 - カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、視覚障害者誘導用ブロック（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第11条第2号に規定する点状ブロック等及び同令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等をいう。以下同じ。）を適切に組み合わせて路面に敷設することその他さく等の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
- (7) 2から8までに規定する施設であつてこれらの規定による基準を満たすもののうちそれぞれ1以上のもの及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項に定める主要な公園施設に接続していること。

2 屋根付広場

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上のものは、次に定める基準に適合するものであること。

- (1) 出入口は、次に定める基準に適合するものであること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。
 - イ ウに規定する場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
 - ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- (2) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

3 休憩所及び管理事務所

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所及び管理事務所を設ける場合は、当該休憩所のうち1以上のもの及び当該管理事務所は、次に定める基準に適合するものであること。

- (1) 出入口は、次に定める基準に適合するものであること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。
 - イ ウに規定する場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
 - ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
 - エ 戸を設ける場合にあつては、その戸は、次に定める基準に適合するものであること。
 - (ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。
 - (イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過することができる構造のものであること。
- (2) カウンターを設ける場合にあつては、そのうち1以上のものは、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応することができる構造である場合は、この限りでない。
- (3) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
- (4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上のものは、6の(2)及び(3)に定める基準に適合するものであること。

4 野外劇場及び野外音楽堂

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場及び野外音楽堂は、次に定める基準に適合するものであること。
- ア 出入口は、1の(1)のアに定める基準に適合するものであること。
- イ 出入口とウの観覧スペース及びエの便所との間の経路を構成する通路は、次に定める基準に適合するものであること。
- (ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、80センチメートル以上とすることができる。
- (イ) (ウ)に規定する場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- (ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- (エ) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
- (オ) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
- (カ) 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- (キ) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、視覚障害者誘導用ブロックを適切に組み合わせて路面に敷設することその他さく等の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
- ウ 収容定員が200以下の場合は当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じた数に2を加えて得た数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる観覧スペースを設けること。
- エ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上のものは、6の(2)及び(3)に定める基準に適合するものであること。
- (2) (1)のウの観覧スペースは、次に定める基準に適合するものであること。
- ア 幅は90センチメートル以上とし、奥行きは120センチメートル以上とすること。
- イ 車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。
- ウ 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、さくその他の車いす使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

5 駐車場

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上のものは、その全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、その全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じた数に2を加えて得た数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。
- (2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものであること。
- ア 1の(1)の出入口と車いす使用者用駐車施設との間の経路（エの通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- イ 幅は、350センチメートル以上とすること。
- ウ 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。
- エ アの経路のうち駐車場内の通路は、次に定める基準に適合するものであること。
- (ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。
- (イ) 出入口と車いす使用者用駐車施設との間に高低差がある場合であつて傾斜路を設けることが困難であるときは、エレベーターその他の昇降機であつて高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものを設けること。
- (ウ) 通路の排水施設に蓋を設ける場合にあつては、その蓋は、つえ及び車いすのキャスターが落ち込まず、かつ、滑りにくいものであること。

(エ) 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(オ) 段を設ける場合にあつては、その段は、1の(3)のアからキまでに定める基準に適合するものであること。

6 便所

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に定める基準に適合するものであること。

ア 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

イ 男子用小便器を設ける場合は、そのうち1以上のものは、床置き小便器又は受け口の高さが35センチメートル以下の壁掛式小便器（以下「床置き小便器等」という。）であること。

ウ 床置き小便器等には、手すりが設けられていること。

エ 当該便所のうち1以上のものは、次に定める基準のいずれかに適合するものであること。

(ア) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

(イ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

(2) (1)のエの(ア)の便房が設けられた便所は、次に定める基準に適合するものであること。

ア 出入口は、次に定める基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) (ウ)に規定する場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(エ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造の便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

(オ) 戸を設ける場合にあつては、その戸は、次に定める基準に適合するものであること。

a 幅は、80センチメートル以上とすること。

b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過することができる構造のものであること。

イ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

ウ 当該便房は、次に定める基準に適合するものであること。

(ア) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(イ) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

(ウ) 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

(エ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造の水洗器具が設けられていること。

(オ) アの(ア)及び(オ)並びにイに定める基準に適合するものであること。

(3) (1)のエの(イ)の便所は、次に定める基準に適合するものであること。

ア (2)のアの(ア)から(ウ)まで及び(オ)、イ並びにウの(ウ)及び(エ)に定める基準に適合するものであること。

イ 出入口には、当該便所が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

7 水飲場及び手洗場

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場及び手洗場を設ける場合は、これらのうちそれぞれ1以上のものは、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

8 掲示板及び標識

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板及び標識は、次に定める基準に適合するものであること。

ア 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

イ 当該掲示板及び標識に表示された内容が容易に識別できるものであること。

ウ 1の(1)の出入口等に、利用者の通行の支障とならないよう、高齢者、障害者等の利用に配慮して設置すること。

(2) 1から8までに定める基準を満たす公園施設の配置を表示した標識を設ける場合にあつて

は、そのうち1以上のものは、1の(1)の出入口の付近に設けること。

(別表第2) (第5条関係)

スポーツ施設等の名称		行為
野球場		1 条例第9条第1項第1号又は第2号に掲げる行為 2 条例第9条第1項第5号に掲げる行為(野球場のフェンスにおけるものを除く。)
陸上競技場		条例第9条第1項第1号、第2号又は第5号に掲げる行為(陸上競技場を専用して利用する場合のものに限る。)
補助競技場、相撲競技場、庭球競技場、弓道場又は多目的運動場		条例第9条第1項第2号に掲げる行為
体育館		1 条例第9条第1項第1号又は第5号に掲げる行為(体育館の全部を利用する場合のものに限る。) 2 条例第9条第1項第2号に掲げる行為(体育館の全部の利用又は一部を専用した利用に限る。) 3 条例第9条第1項第3号又は第4号に掲げる行為(体育館の全部をアマチュアスポーツ又はレクリエーション以外のために利用する場合のものに限る。)
球技場		条例第9条第1項第2号に掲げる行為
総合球技場	グラウンド	1 条例第9条第1項第1号又は第2号に掲げる行為 2 条例第9条第1項第3号又は第4号に掲げる行為(グラウンドをアマチュアスポーツ以外のために利用する場合のものに限る。) 3 条例第9条第1項第5号に掲げる行為(スタンドの内壁におけるものを除く。)
	多目的室又は会議室	条例第9条第1項第2号に掲げる行為
芝生グラウンド		条例第9条第1項第2号に掲げる行為
やまびこドーム	グラウンド	1 条例第9条第1項第1号又は第5号に掲げる行為(グラウンドの全部を利用する場合のものに限る。) 2 条例第9条第1項第2号に掲げる行為(グラウンドの全部の利用又は一部を専用した利用に限る。) 3 条例第9条第1項第3号又は第4号に掲げる行為(グラウンドの全部をアマチュアスポーツ又はレクリエーション以外のために利用する場合のものに限る。)
	会議室	条例第9条第1項第2号に掲げる行為
オートキャンプ場の会議室又は東管理棟		条例第9条第1項第2号に掲げる行為
長野県佐久創造館	101号室	1 条例第9条第1項第1号又は第5号に掲げる行為(101号室の全部を利用する場合のものに限る。) 2 条例第9条第1項第2号に掲げる行為(101号室の全部の利用又は一部を専用した利用に限る。) 3 条例第9条第1項第3号又は第4号に掲げる行為(101号室の全部をアマチュアスポーツ又はレクリエーション以外のために利用する場合のものに限る。)
	上記以外の室	条例第9条第1項第2号に掲げる行為

(別表第3) (第12条関係)

準備等のために、総合球技場及びやまびこドームを午後9時30分から翌日午前9時までの間に利

用する場合の利用料金

区分	単位	金額
総合球技場グラウンドを利用する場合	1時間までごとに	6,800円
やまびこドームグラウンドを全部利用する場合	1時間までごとに	6,400円

(別表第4)(第12条関係)

1 備品を利用する場合の利用料金

(1) 陸上競技場、補助競技場、庭球競技場、体育館及び総合球技場の備品を利用する場合の利用料金

備品名	単位	金額
陸上競技用器具	1点 1回について	60円
	1式 1回について	4,000円
バスケットボール用器具	1組 1回について	410円
バレーボール用器具	1組 1回について	410円
庭球用器具	1組 1回について	410円
ハンドボール用器具	1組 1回について	410円
体操用器具	1種目 1回について	250円
卓球用器具	1組 1回について	150円
バドミントン用器具	1組 1回について	150円
電光得点表示盤	1組 1回について	410円
拡声装置	1式 1回について	2,600円
大型映像装置	1式 1時間までごとに	6,400円
放送設備	1式 1時間までごとに	2,300円
折りたたみ椅子	1脚 1回について	10円
机	1脚 1回について	20円

(備考) 陸上競技用器具「1式」とは、競技場を専用して競技大会等を行う場合に利用する陸上競技用器具のすべてをいう。

(2) ランニングステーションの備品を利用する場合の利用料金

備品名	単位	金額
シャワー及びロッカー	1回について	600円

(3) やまびこドームの備品を利用する場合の利用料金

備品名	単位	金額
庭球用器具	1組 1回について	410円
ミニサッカー用器具	1組 1回について	410円
ソフトボール用器具	1組 1回について	810円
バドミントン用器具	1組 1回について	150円
ゲートボール用器具	1組 1回について	150円
可動式ステージ	1式 1回について	1,200円
音調吸音板	1式 1回について	2,600円
放送設備	1式 1時間について	710円

(4) オートキャンプ場の備品を利用する場合の利用料金

備品名	単位	金額
テント	1組 1泊について	2,000円
シャワー	1回について	100円
洗濯機	1回について	200円
乾燥機	1回について	100円

(5) 長野県佐久創造館の備品を利用する場合の利用料金

区分	金額						超過時間（超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。） 1時間につき
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	
ピアノ (グランド型)	円 900	円 1,200	円 1,200	円 2,100	円 2,400	円 3,300	円 300
ピアノ (たて型)	300	400	400	700	800	1,100	100
ステレオ	150	200	200	350	400	550	50
レコード プレーヤー	150	200	200	350	400	550	50
マイクロフォン	150	200	200	350	400	550	50
映写機	150	200	200	350	400	550	50
拡声装置	1式1回について2,000円						
陶芸用電気がま	1時間までごとに300円						
七宝焼電気炉	1時間までごとに150円						
バスケットボール用器具	1組1回について300円						
バレーボール用器具	1組1回について300円						
庭球用器具	1組1回について300円						
卓球用器具	1組1回について100円						
バドミントン用器具	1組1回について100円						
得点表示板	1式1回について200円						

2 照明を利用する場合の利用料金

区分	単位	金額	
野球場	1時間までごとに	全点灯	6,300円
		2分の1点灯	3,100円
陸上競技場	1時間までごとに	2,200円	
長野県松本平広域公園庭球競技場	1コート1時間までごとに	200円	
多目的運動場	1時間までごとに	全点灯	2,800円
		3分の2点灯	1,800円
		3分の1点灯	920円
総合球技場グラウンド	1時間までごとに	1,500ルクス点灯	16,300円
		1,000ルクス点灯	12,200円
		750ルクス点灯	10,200円
		500ルクス点灯	7,300円
		200ルクス点灯	3,500円

やまびこドームグラウンド	全部利用する場合 1時間までごとに	全点灯	5,000円
		2分の1点灯	2,500円
		4分の1点灯	1,200円

3 冷房又は暖房を利用する場合の利用料金

区分		単位	金額
体育館		1時間までごとに	6,900円
球技場	第1多目的室	1時間までごとに	100円
	第2多目的室		
	第3多目的室		
	第4多目的室		
総合球技場	第1多目的室	1時間までごとに	500円
	第2多目的室		200円
	第1会議室		
	第2会議室		
	第3会議室		200円
	第4会議室		
	第5会議室		
	第6会議室		
	第7会議室		200円
	第8会議室		
	第9会議室		100円
	第10会議室		300円
特別会議室	200円		
観覧室	400円		
やまびこドーム	第1会議室	1時間までごとに	200円
	第2会議室		200円
	第3会議室		100円
オートキャンプ場	キャビン	1棟1泊について	500円
	大型キャビン		1,000円
東管理棟	会議室	1時間までごとに	100円
	ホール		700円
長野県佐久創造館	101号室	1時間までごとに	5,200円
	上記以外の室	条例別表第2の14の金額の100分の30に相当する額の範囲内において別に定める額	
宿泊施設		1人1夜について	100円

4 電気器具の持込みをして電力を利用する場合の利用料金

区分	単位	金額
条例別表第2の10の(1)に定める施設以外のスポーツ施設等	電気器具の定格消費電力の合計が1キロワット1時間までごとに	20円
オートキャンプ場の個別サイト	1泊(宿泊を伴わない場合にあつては、1回)について	500円

(別表第5) (第20条関係)

区分	利用時間
野球場	午前8時30分から午後5時(夜間照明設備が設置されている施設にあつては、4月1日から10月31日までの間は午後9時)まで

陸上競技場		午前 8 時30分から午後 9 時まで
補助競技場		午前 8 時30分から午後 5 時まで
相撲競技場		
庭球競技場		午前 8 時30分から午後 9 時まで
弓道場		午前 8 時30分から午後 5 時（射場にあつては、4 月 1 日から10月31日までの間は午後 8 時）まで
多目的運動場		午前 8 時30分から午後 9 時まで
体育館		午前 8 時30分から午後10時まで
球技場		午前 8 時30分から午後 5 時まで
総合球技場		午前 8 時30分から午後 9 時30分まで
芝生グラウンド		午前 8 時30分から午後 5 時まで
ランニングステーション		午前 8 時30分から午後 5 時まで
やまびこドーム		午前 8 時30分から午後 9 時30分まで
パターゴルフ場		午前 8 時30分から午後 5 時まで
オートキャンプ場	個別サイト及びフリーサイト	午後 2 時から翌日午前10時まで（宿泊を伴わない場合にあつては、午前10時から午後 4 時まで）
	キャラバンサイト、キャビン及び大型キャビン	午後 2 時から翌日午前10時まで
	会議室	午前 9 時から午後10時まで
東管理棟		午前 8 時30分から午後 9 時30分まで
長野県佐久創造館		午前 9 時から午後10時まで

(様式第1号) (第2条関係)
(公園施設を設けようとする場合)

公園施設設置許可申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

申請者

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

長野県 公園において、公園施設を設けたいので、都市公園法第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

公園施設の種類	
設置の目的	
設置の期間	
設置の場所	
公園施設の構造	
公園施設の外観	
公園施設の管理の方法	
工事の実施方法	
工事の着手時期	年 月 日
工事の完了時期	年 月 日
都市公園の復旧方法	
その他参考となるべき事項	

(公園施設を管理しようとする場合)

公園施設管理許可申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住所
申請者
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

長野県 公園において、公園施設を管理したいので、都市公園法第5条
第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

公園施設の種類	
管理の目的	
管理の期間	
管理の場所	
管理の方法	
その他参考となるべき事項	

(許可を受けた事項を変更しようとする場合)

公園施設設置（管理）許可事項変更申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所
申請者
氏 名
〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

長野県 公園における公園施設の設置（管理）について、許可を受けた事項を変更したいので、都市公園法第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
	変 更 前	変 更 後
変更しようとする事項		

(様式第2号) (第3条関係)

都市公園占用許可申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

申請者

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

長野県 公園において、都市公園を占用したいので、都市公園法第6条
第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

占用の目的	
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで
占用の場所	
占用物件の構造	
占用物件の外観	
占用物件の管理の方法	
工事の実施方法	
工事の着手時期	年 月 日
工事の完了時期	年 月 日
都市公園の復旧方法	
その他参考となるべき事項	

都市公園占用許可事項変更申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者 住 所
氏 名
〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

長野県 公園の占用について、許可を受けた事項を変更したいので、都市公園法第6条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
	変 更 前	変 更 後
変更しようとする事項		

(様式第4号) (第5条関係)

都市公園行為許可申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住所
申請者
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

長野県 公園における行為について、長野県都市公園条例第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

行為の内容	
行為の日時又は期間	
行為の場所	
行為の目的	
その他参考となるべき事項	

都市公園使用料減免申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所
申請者
氏 名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

長野県 公園の使用について、次のとおり使用料を減免してください。
記

使用目的	
使用日時又は期間	
使用する場所	
減免を受けようとする理由	
備 考	

都市公園使用料還付申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所
申請者
氏 名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者氏名)

長野県 公園の使用について、次のとおり使用料を還付してください。

記

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
使用日時又は期間	
使用する場所	
納付した使用料の額	
還付を受けようとする理由	
備 考	

(様式第7号) (第16条関係)

保管工作物等一覧簿

整理番号	保管した工作物等			保管した工作物等が放置されていた場所	除却した日時	保管を始めた日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	形状	数量					

(様式第8号) (第17条関係)

受領書

年 月 日

長野県知事 殿

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者氏名)

下記のとおり工作物等(現金)の返還を受けました。

記

返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受けた工作物等	整理番号	
	名称又は種類	
	形状	
	数量	
返還を受けた金額		

(様式第9号) (第19条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

長野県知事 殿

主たる事務所の所在地

申請者 団体の名称

代表者氏名

長野県 公園（創造館）の指定管理者の指定を受けたいので、長野県都市公園
条例第21条の規定により申請します。

(備考) 2以上の団体が共同して申請する場合は、これらの団体の主たる事務所の所在
地、名称、代表者の氏名等を記載した書類を添付すること。